

【シンポジウム・提言】

スポーツ仲裁・調停に  
なじむ紛争なじまない紛争辻 口 信 良  
(弁護士)

はじめに

このテーマでの発表を与えられたとき、まず、理論的にこのことを究明するのは、到底筆者の任ではないと自覚し、お断りしようと考えた。ただ、幸い筆者は、スポーツ法に関係する多くの学者・実務家の中でも、スポーツを巡る紛争や事件・相談に最も多く関わってきた内の一人だと思ったので、これまで筆者が関与してきた紛争等を列挙することはできると思った。そして、これらがどのような結果に終わったのか、その事実を知ってもらう中で、実際どれが「仲裁」や「調停」になじむのか、なじまないのか、特に今後携わると思われる若い諸君の考える題材にして貰えば、辛うじて筆者の当面の責任は果たせるのではと考え、発表させて頂くことにしたのである。

今回、改めて、これまで携わった紛争や事件・相談を並べて見て、これらの相談に来られ、又、受任に至った経緯なども含め考えてみた。その結果、日本人は揉め事や悩みがあっても、できるだけそれを回避する傾向にあり、法的に争うことが嫌い若しくは苦手な国民だ改めて思った。

筆者の理解では、スポーツに限らず、紛争・トラブルに巻き込まれたとき、人々の対応としては、

- ①泣き寝入り
- ②実力による抵抗
- ③私的な話し合い

## ④調停

## ⑤仲裁

## ⑥訴訟

の対応が考えられるが、筆者の体験例からも、日本社会では概ね①②③で処理され、法的な処理である④⑤⑥は、殆んど利用されていないのが実情だと思われる。

## 1. 筆者が担当した紛争・事件・相談

以下、この20年位の中で、筆者が、同僚と実際に携わってきた紛争等を列挙する。

### (1) 契約更改を巡るもの

## ①プロ野球

これには、1992年の日本で初のスポーツ代理人とされたF選手の件、95年に投手としてメジャーへ移籍し新しい地平を切り開いたN選手の件、機構側が事実上代理人を容認しない時期に、水面下で球団と交渉した件、2000年に機構側が代理人制度をしつこく容認した以降の代理人として交渉した件などがある。この契約更改については、代理人の存在さえ事実上否定する、とても先進資本主義国の契約社会と思えない日本社会の実情を知る必要がある。典型例が渡邊恒雄氏の「巨人にはくだらん代理人を連れてくるやつはいないだろう、いたらそれだけで減俸だ」と言った暴言である。もっとも、当然のことであるが、機構側も球団側も、公式には一度も代理人が禁止されているとは言っていない(筆者 日弁連「自由と正義」1994年11月号29p)。

## ②サッカー

国際組織であるFIFAの一元的管轄下では、選手が代理人を付けることに、球団が法律上はもとより事実上も拒否するなど言うことはあり得ない。勿論、代理人としての実質的な資格問題はあるが、筆者は、2002

年ワールドカップ日韓大会でのキャプテンM選手など、複数の選手の代理人を努めたが、代理人になること自体でいやな思いをしたことは全くなかった。むしろ、M選手の件では、彼がプレミアリーグへの移籍を希望し、日英双方のチーム間では実質的に話がまとまったのに、英国の閉鎖的入国管理制度の下で、彼の移籍を果たせなかった、そのことが心残りであった。

## ③ラグビー

日本代表のM選手が、2002年、契約更改を巡りトラブルになり、移籍に関する代理行為を受任したことがある。ラグビーでは現在でもそうだが、野球やサッカーのようにプロ契約が一般的ではなく、競技に専念しようとする少数の選手が、個人的にプロ化を宣言し、契約や契約更改等を行っている。M選手以外にも、関西の当時Aリーグ(現在はトップリーグ)の複数の選手が、企業の従業員を辞し、プロ化を宣言して交渉を始めようとしたことがあった。ラグビーの場合、プロと言っても年俸は、プロ野球選手は勿論、サッカー選手とも大きな隔たりがある現状で、筆者は大企業での雇用契約上の地位を捨ててのプロ化のリスク(選手生命期間・生涯賃金の問題)等を説明した。いずれにしても、その話し合いの中で、企業側が準備したプロ選手契約書が、ほぼ当該企業でのパート職員が締結する契約書のままだったのに驚いたことがある。そして、プロスポーツ選手の契約主体としての地位が、まだまだ確立されていないと確認させられたのであった。

## ④バレーボール

日本リーグで活躍した女子選手であるが、膝の故障等があり現役続行が困難になった。その際、その関連会社のスーパーのレジ係に配属されそうになり、大きくて目立ちすぎると本人がいやがり、他の部所での仕事を希望したがかなえられないとのことでの相談だった。それはほとんど、いじめ・いやがらせの状態で、弁護士としては労働法上の問題としての法的措置も考えたが、彼女の父が事業をしており、父の会社の事務の仕事をする事になり退職した。嫁入り前なので余り騒がれたくないと言っておられた父の言葉が印象に残っている。

## (2) 野球一般

### ①選手会との関係

1992～1994年頃、プロ野球選手会が、現在のように選手の利益団体としてきっちり機能していなかった時期、全体の選手会、及び各球団の選手会と種々の接触を持ち、いくつかの球団の選手会総会に呼ばれて、統一契約書・FA問題・代理人問題などの説明を行った。しかし、筆者らの実力不足で、個々の球団の選手会や選手会全体をまとめ、利益団体としての方向性を確立することができなかった。

### ②野球専門学校事件

2001年、関西での野球専門学校で、入学案内と実際の教育・設備・練習等に齟齬があり、退学した複数の生徒とその親御さんが、学校等を相手に損害賠償請求訴訟事件を提起した。この裁判は、大阪地裁で勝訴し（判例時報1828号68p）、その後、大阪高裁で和解した。この事件では、広告塔として学校側に肩入れしたとして、アマチュア野球界の大御所Y、Mの両氏も訴え、両氏は法廷に出廷し弁明された。両氏は学校側に利用されていた嫌いもあり、結局判決では、法的な注意義務を負うとまでは言えないとして責任は否定された。

### ③特待生の退学事件

いわゆる特待生として、中国・四国地方の私立高校に野球留学していた選手生徒が、練習中でのアキレス腱断裂の怪我にもかかわらず退学を余儀なくされた。法的問題としては、学校側にかなり問題があると考えられるケースで、十分勝訴の見込める事案であり提訴も検討したが、生徒が自宅のある大阪の高校に転校できたので公にせず収束させた。

### ④ボランティア野球監督の責任

プロ野球の経験者ではないが、学生時代に野球部に所属し、野球に自信のある男性が、ボランティアで日曜毎に近所の小学生に少年野球の指導をしていた。ある日の練習直後、子供たちが鬼ごっこをはじめ、付近に駐車

中の自動車を傷つけ、自動車の所有者から監督責任を追及された。子供の父母の監督責任との関係も含め紛争になった（民法714条）。

### ⑤トレーナーの解雇

関西のプロ野球球団の専属トレーナーが、契約終了を告げられた。契約書がありその文言では、1年毎の契約になっていたが、これまで何年間も特段契約の更新手続きもなく継続していたので、解約が納得できないとのことであった。しかし、具体的な法的紛争にまで至らず、結局自身で鍼灸の仕事を開業した。

### ⑥大阪近鉄バファローズ消滅とストライキ

2004年、プロ野球界再編を巡るバファローズ消滅と東北楽天ゴールデンイーグルス誕生の過程で、バファローズ消滅による球団数削減を阻止しようとの社会運動と二つの訴訟（大阪・東京）が提起された。法的には、いずれも選手・選手会側の不利益な形で終結した。但し、訴訟の帰趨とは別に、F選手会長の卓越した指導力によるプロ野球界初のストライキの影響等で、12球団制は維持された。

### ⑦部員の不祥事と高校退学事件

全国的に有名な硬式野球部を持つ近畿地方の高校で、万引き事件の容疑をかけられた部員が、退学を命じられたが、本人が否認したまま、退学ではなく退部の処分で終結した。刑事的な処分はされなかった。

### ⑧部員の不祥事と連帯責任

⑦とは別の、北信越地方の有名高校で、部員の暴力事件が発覚し、対外試合禁止を余儀なくされた。高野連の処分を待たずに、自主的に対外試合の自粛を決定する過程での相談があった。連帯責任をどの程度適用・甘受すべきか悩まされた事案である。筆者は連帯責任には極めて消極的なのだが、甲子園出場についての最終決定権を持つ高野連の強大さを強く意識させられた。

### (3) サッカー

#### ①高校サッカー落雷事件

1996年8月に大阪府高槻市で起こった、試合中の高校生が落雷に遭い重傷を負った事件。筆者が隣接の茨木市に居住している関係で、事故直後、関係者から法的問題について相談を受けた。その後の訴訟に経緯については、例えば判例時報1929号41p。尚、2008年中には、最高裁での破棄差し戻し後の高裁判決が出ると予測され、指導者の過失、注意義務違反についての重要な判例になると思われる。

#### ②M選手イングランド・プレミアリーグ移籍問題

前述した通り、選手の海外移籍の挑戦が退けられた苦い経験である。

#### ③Jリーガー解雇事件

発足間もない、Jリーグの複数のレギュラー選手が、監督批判をしたことが主な理由で解雇されたとして、訴訟等の相談を受けた。しかし、選手の何れもが、他のJリーグチームへ移籍することができたこともあり収束した。東海地方のサポーターの有志が熱く連絡をしてきたことが思い出される。

#### ④大学サッカー部推薦入学事件

2000年、大学サッカー部の監督が、高校全国大会出場の選手に推薦での入学を約束しながら、格別理由もないのに大学が不合格となり、訴訟になったものである。選手は、一審の大阪地裁で敗訴したが、大阪高裁では選手側が逆転勝訴した(判例時報1890号54p)。その選手や父親は、将来のJリーガーを目指しており、当該大学の入学は逸したものの、選手は幸い、ほぼ同等と思われる別の大学に入学し、サッカー部に所属できた。しかし彼は、4年間のクラブ生活では精彩を欠いたまま卒業したようで、結局Jリーガーへの夢は果たされずに終わった。本事件が、果たされなかった夢とどのような関係にあるかは判然としない。

### ⑤外国サッカー留学事件

海外(南米)で、一流選手との試合や一流コーチの指導を受けることができるとの触れ込みでの1年間のサッカー留学を行ったが、発表前の広告と実際の落差が激しく、損害賠償を求めようとした。広告通りのサッカーの練習や試合ができると期待して行ったのに、実際は現地の学生らとの練習などで、債務不履行を理由とするものであった。相談の結果、時間、費用、経済的利益の問題などで、提訴にまで至らなかった。

### (4) ボクシング

#### ①プロボクシングジム開設事件

プロボクシングジム開設に際し、近隣事務所の同意が必要で、ある近隣事務所が高額(1000万円)のお金を支払わないと開設に同意しないと言ってきた。筆者らは、これは独禁法などに違反するとして公正取引委員会及び東京地方裁判所にそれぞれ排除や訴訟の申立を行った。この事件は、結局相談者である開設者が、金員を支払わずにジムの開設することで終了した。(詳細は日弁連「自由と正義」1994年11月号74P)

#### ②プロボクシングクラブ内の暴力行為

日本チャンピオンが暴力行為を行なったとして問題になった事件である。チャンピオンやジム経営者は、練習パートナーとしてスパーリングを行っただけだと弁解した。しかし、実際は練習に名を借りた暴力事件で、完全ないじめ状態での傷害行為と思われ、被害者は前歯折損等の損害を受けていた。民事・刑事の法的対応を検討したが、被害者が後難を恐れるなどして、結局口頭での謝罪程度で収束した。

#### ③プロボクシング選手へのファイトマネー不払い

相談を受けたプロ選手の試合でのファイトマネーの支払いは、現金支払いが一部で、残りは当該試合のチケットを選手自身で売りさばくことによりファイトマネーに充てる形態だった。この形態は、試合のレベルや内容等にもよるが、プロボクシングでは一般的に行われている。ところが、ジ

